

序章 はじめに

1. 歴史文化基本構想策定の背景
2. 高岡市における構想策定の目的
3. 構想の位置付け
4. 構想の構成

1 歴史文化基本構想策定の背景

平成13(2001)年、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために「文化芸術振興基本法」(以下「基本法」)が公布された。基本法では、文化芸術の振興にあたって、多様な文化芸術の保護及び発展や、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られることなどが基本理念として掲げられるとともに、文化財の保存・活用に関する基本的施策として、国が有形及び無形の文化財及びその保存技術(以下「文化財等」)の保存・活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援等の施策を講ずることとしている。歴史文化基本構想は、基本法で提唱されたこれらの基本理念、基本的施策等を背景として、地域の様々な文化財とその周辺環境を、各地域の歴史や風土の特徴を活かしながら総合的に保存・活用していくために策定するものである。

2 高岡市における構想策定の目的

高岡市は、砺波平野や射水平野といった穀倉地帯、庄川や小矢部川などの大小の河川、二上山や西山丘陵などの自然に恵まれ、古くから人の営みがあつた地である。その歴史は旧石器時代まで遡るものであり、市内の各地には各時代の歴史と人々の営みを物語る有形・無形の様々な文化財が残されている。

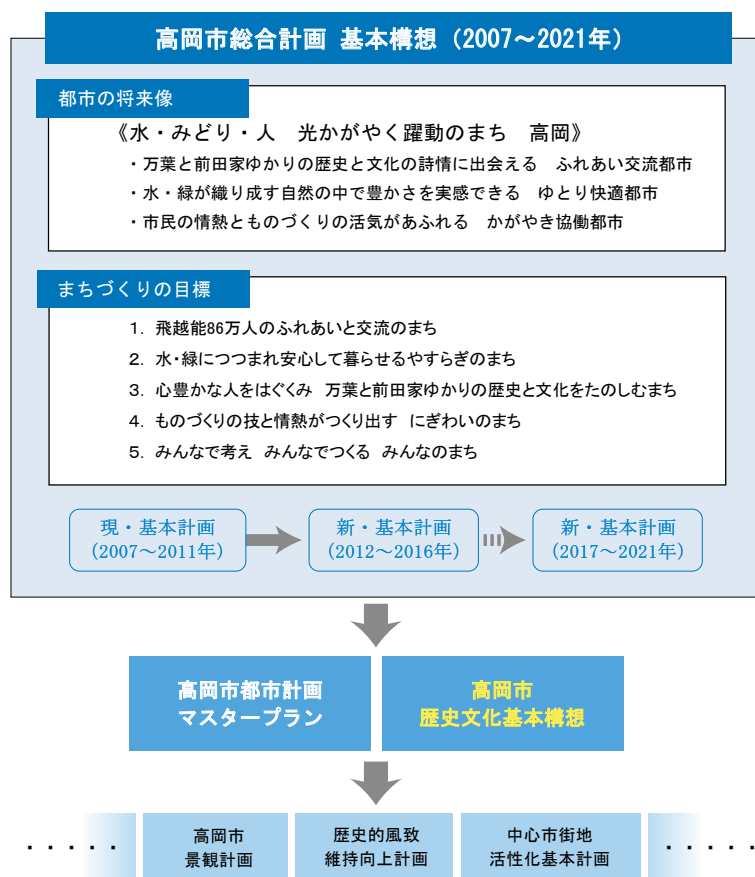
こうした高岡市固有の文化財は、市民に郷土の歴史と文化の片鱗を伝える何物にも替えがたい財産として、自己のアイデンティティの確立や人々の連帯感の共有に大きな役割を果たしてきた。しかし一方で、都市化の進展や生活様式の変化などにより、昨今では文化財はもとより、文化財を育み、継承してきた人々の知恵やものづくりの技も次第に失われつつあり、早急な対応が求められている。また、平成26年度には北陸新幹線が開業し、瑞龍寺南部に新駅が建設されることから、新駅周辺の都市開発がより一層進んでいくことが予測される。

こうした変化や転機を踏まえ、「高岡市歴史文化基本構想」(以下、「本構想」)では、歴史文化に育まれてきたまちの魅力、すなわち万葉や前田家ゆかりの歴史と文化が薫るまちとしての魅力を再認識し、本市を形づくる新旧の要素の一体感と人と人との協力体制を築くことが求められる。地方分権化が進み自治体独自の地域づくりが強く求められる今日、市域に分布する1つ1つの文化財を、本市の歴史文化を物語る宝物として大切にだけでなく、本市の発展に有用な資産としての役割を持たせ、市民生活や産業発展の中で様々な機能させることで歴史文化のまちづくりを目指していく。

3 構想の位置付け

本構想は、高岡市において、「高岡市総合計画」の下に位置付けられるものである。総合計画には、「心豊かな人をはぐくみ万葉と前田家ゆかりの歴史と文化をたのしむまち」、「ものづくりの技と情熱がつくり出すにぎわいのまち」など、歴史と文化、ものづくりと深く結びついたまちづくりの目標が掲げられている。本構想策定にあたっては、これらの目標の実現を目指し、文化財の適切な保存・活用の推進や、これからの歴史文化を築く人材の育成を目指していく。また、歴史と文化の薫る魅力ある都市の創造には、景観施策や都市整備、農村環境など関連分野との協力体制を築くことが重要であり、本構想は、文化財行政のみならず、これらの関連分野で実施される様々な施策においてもガイドラインとなりうるものである。従って、景観保護等について定めた「高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例」や、中心市街地の活性化に関する「高岡市中心市街地活性化基本計画」など、既存の関連他計画とも密接に連携を図っていくものとする。

一方、市民や事業者にとっては、本構想は主体的に文化財の保存・活用などを進めていくための指針を示すものであり、活動の理念や基本原理、様々な主体の連携協力の手法についても方針等を示すものである。



歴史文化基本構想の位置付け

高岡市歴史文化基本構想

文化財悉皆的調査

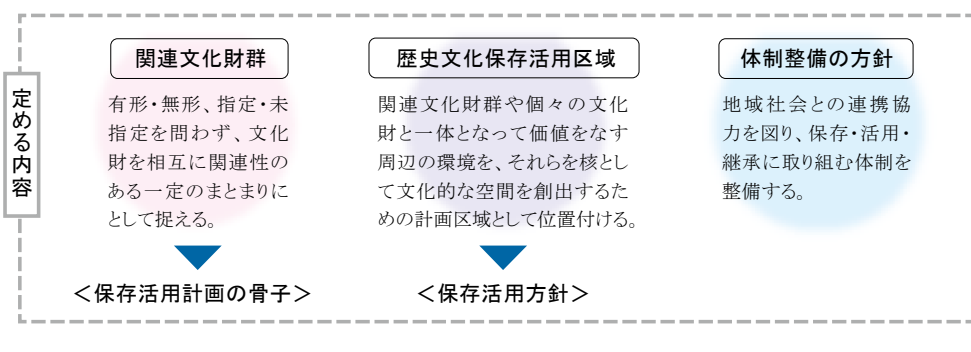
- ・有形文化財:建造物、美術工芸品
- ・無形文化財
- ・民俗文化財:有形民俗文化財、無形民俗文化財
- ・記念物:遺跡、名勝地、動物植物、地質鉱物
- ・文化的景観
- ・伝統的建造物群

文化財の総合的把握

地域の歴史や文化を背景とし、一定のテーマの下に、周辺の環境まで含めて文化財を総合的にとらえること

歴史文化基本構想の策定

地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想

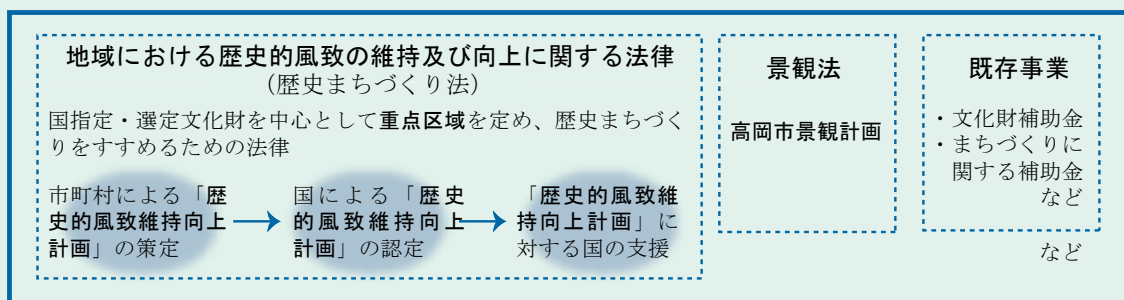


反映

連携

高岡市都市計画マスタープラン

実現する手段として…



目的

歴史文化に育まれたまちの魅力の再認識

歴史文化のまちづくり

高岡市における歴史文化基本構想運用のイメージ

4 構想の構成

本構想は、「第1部 高岡市の文化財編」、「第2部 保存・活用編」の2部構成とし、次のような章構成とした。

「第1部 高岡市の文化財編」では、主に本市の現状と歴史の概要、文化財の種類や特徴を整理した。

第1章では、高岡市の社会的・自然的環境の概要を述べるとともに、文化財の保存・活用に関わる上位計画や関連計画、文化財に対する取組み、今後の課題など高岡市の現状についてまとめた。第2章では、高岡市の歴史の概要をまとめ、各時代を物語る代表的な文化財の分布状況を把握するとともに、文化財の悉皆的調査を実施し、多種多様な文化財を拾い上げた。また、これらの一連の調査・整理を踏まえ、高岡市固有の歴史や風土と、そこから生み出された文化財についての特性を見出した。第3章では、第2章で見出した歴史・風土と文化財の特性を踏まえ、これらをより多くの人々に伝え守り育てていくための枠組として「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」の概念を提示し、第2部での検討課題とした。

「第2部 保存・活用編」では、第1部で示した文化財を、今後どのように守り育てていくか、そのためにどのような保存・活用をしていくことが望ましいのか、各々の方針を示した。

第1章では、高岡市の文化財を保存・活用していくにあたっての基本理念や基本方針について述べた。第2章では、高岡市の文化財に対し、今後どのような対応策が必要となるのかについてハード・ソフトの両面から検討し、詳細項目ごとに提示した。第3章では、第1部で行った文化財の悉皆的調査を踏まえ、高岡市の歴史や風土を物語る固有のキーワードを見出し、8つの関連文化財群を提案するとともに、各群の保存活用計画の骨子を作成した。また、市特有の歴史や文化、多様な文化財を一体的に包含する空間として4つの歴史文化保存活用区域を設定し、各区域について保存活用方針を示した。最後に、本構想を運用するために望ましい体制について検討し、その整備の方針を提示した。